

日整発第 34 号  
令和6年5月30日

都道府県柔道整復師会会长様  
〃 保険部長様

公益社団法人日本柔道整復師会  
会長 長尾 淳彦  
保険部長 山崎 邦生  
(公印省略)

「柔道整復師の施術に係る療養費について」等の一部改正について

平素より弊会の運営等にご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、令和6年5月29日付けで厚生労働省保険局から関係通知が発出されましたのでお知らせいたします。

なお、主な改正点は別紙のとおりです。

また、令和6年10月1日施行の「明細書発行義務化対象等の拡大」及び「長期・頻回受療に係る料金の適正化」については、改めて説明の文書を発出する予定であることを申し添えます。

(別 紙)

## 令和6年度料金改定等について

### 令和6年6月1日施行

#### 初検料、電療料の引上げ

初検料 1,520 円 → 1,550 円

電療料 30 円 → 33 円

### 令和6年10月1日施行

#### 明細書発行義務化対象の拡大

- (1) 明細書交付機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であって常勤職員（柔道整復師に限らず、事務職員等も含む。）が3人以上である施術所  
↓  
明細書交付機能が付与されているレセプトコンピュータを設置している施術所

(2) 明細書発行体制加算（月1回） 13 円 → 10 円

#### 長期・頻回受療に係る療養費の適正化

- (1) 長期施術（初検日を含む月（ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあっては、当該月の翌月）から起算して5か月を超える月における施術（骨折又は脱臼に係るものを除く。））については、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料について  
所定料金の100分の80に相当する額により算定

↓  
所定料金の100分の75に相当する額により算定

- (2) 長期施術のうち、1か月あたり10回以上の施術を継続している頻回施術については、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料について、所定料金の100分の50に相当する額により算定（新規）

- (3) 所定料金の 100 分の 50 に相当する額により算定した患者の頻回施術については、当該施術に係る料金について、長期施術に係る所定料金の 100 分の 75 に相当する額の範囲内において、患者に対する説明の上、柔道整復療養費の一部負担金の支払いとは別に金額の支払いを受けることができる (新規)

#### **患者ごとの償還払いに変更できる事例の追加**

長期かつ頻回な施術を継続して受けている患者（初検日から 5 ヶ月を超えて、かつ 1 か月あたり 10 回以上の施術を継続して受けている患者） (追加)

\*長期・頻回受療に係る料金の適正化において後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料が、所定料金の 100 分の 50 相当額により算定される患者

#### **患者ごとの償還払いに変更できる事例（4 類型 → 5 類型）**

- ① 自己施術（柔道整復師による自身に対する施術）に係る療養費の請求が行われた柔道整復師である患者
- ② 自家施術（柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者及び従業員に対する施術）を繰り返し受けている患者
- ③ 保険者等が、患者照会を適切な時期に患者に分かりやすい照会内容で繰り返し行っても、回答しない患者
- ④ 複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者
- ⑤ 長期かつ頻回な施術を継続して受けている患者（初検日から 5 ヶ月を超えて、かつ 1 か月あたり 10 回以上の施術を継続して受けている患者）